

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山県英田郡西粟倉村

### 2. 構造改革特別区域の名称

西粟倉村リキュール特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

岡山県英田郡西粟倉村の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

本村は岡山県の最東北端に位置し、東経 134° 648、北緯 35° 828 にあって、北は鳥取県、東は兵庫県に接する総面積 5,797ha の村である。本村の中心より岡山市へ 105km、鳥取市へ約 55km、姫路市へ約 80km である。

#### (2) 気候

本村は標高 270m～1,280m で起伏に富んだ地形であり、北部を中国山脈が東西に走る森林地帯で、林野率 94.7% となっている。気温は年平均 11℃ と低く、降水量は年間 2,000mm であり、春夏は特に多い。また、降雪量は、北部で 2m に達するところもある。耕地は吉井川水系吉野川の源流域まで流域に沿って帯状にある。

#### (3) 人口

本村の人口は、平成 12 年は 1,831 人で、以降も減少し続け、平成 27 年には 1,472 人となっているが、近年、社会人口動態は、Uターンや I ターンの増加によって転入超過となり、減少の勢いは緩やかになっている。また、同様の理由から世帯数も平成 22 年に比べ増加となっている。令和 4 年 3 月末時点で人口 1,355 人、65 歳以上 513 人、70 歳以上 393 人となっており、少子高齢化が進んでいる。

#### (4) 産業と課題

本村は、平成の大合併時に、単独村として地域の自立に向けた挑戦をはじめ 2009 年度から百年の森林事業に着手し、村の総面積 57.97 km<sup>2</sup> の内約 95% を占める山林の内林業を中心にした地域振興を進めてきた。本取組を基軸に、環境モデル都市、バイオマス産業都市の認定を受けて再生可能エネルギーに係る取り組みを行うとともに、2016 年度からローカルベンチャー施策を展開してきた。起業＋移住のプログラムを実施し、都市部の人材を呼び込むなど、地方創生に積極的に取り組んでいる。

また、村を南北に縦断する鳥取自動車道の交通量は約 4,500 台／日（平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査）が村内を通過しており、西粟倉 IC 付近の国道 373 号には道の駅あわくらんどがあり、鳥取自動車道の SA 機能を果たしている。

一方、農業は山間の谷間にある約 145 haの狭小農地のうち約 130 haが水田であり、農家所得、農業人口の減少が進み、農業振興を図ることが課題となっている。その上で、米以外の高品質な農産物の生産はもとより付加価値のある加工品の販売などを行うことが必要だと考えられる。本村では、前述のように林業起点の地方創生に取り組んでいるところではあり、10年あまりの間に若い世代の移住により物づくりを中心に約 40 事業が創出され、一定の成果を上げているものの、こうした地元産業の情報発信は個々の事業者が行っており、ALL 西粟倉としての情報発信機能がなく、観光交流人口の取りこぼしが相当あるものと思われる。このことについても、農業を起点とした事業者同士の新たな連携が効果的であると期待される。

また、鳥取自動車道は関西圏と山陰を結ぶ主要道路となっているが、SA 機能としての道の駅の存在は大きいものの、通過交通をいかに村にとどめ、地域産業とつなぐかという課題がある。

#### (5) 農業

本村の農家は多くが兼業農家であり、比較的小規模な経営が多い中で、稲作や大豆などの生産の安定化を進め、担い手の農地の集団化を図りながら、特産品であり、付加価値の高いブルーベリーやいちご等の生産を促進するため、ハウスなどの栽培施設や加工施設整備を進めてきた。また、木質バイオマス等の再生エネルギーを活用した温室栽培施設の整備についても今後検討を進めていく。そうした整備が進んできた中で、現在、ブルーベリーやいちごは売れ行き以上に生産があり、余剰農作物の課題がある。

### 5. 構造改革特別区域計画の意義

全国的に人口が減少していく中、本村においても、少子高齢化が進んでいる。農業においても、農家の高齢化による農業継続が困難な世帯が増加し、数人の担い手農家に農地の集積が進んできており、当該担い手農家も高齢化し、そのほとんどが後継者不在である。また、農地の約 9 割が米作でもあることから、地域農業の農作物多様化、担い手の多様化による地域の「食のコンテンツ」の充実が、農業の振興、交流人口拡大に不可欠である。

このような中で、本特例措置を活用することで、小規模でも事業者が地域で採れた本村の特産品であるブルーベリー、いちごを原料としたリキュールの製造に参入しやすくなり、農家と個々の事業者との新たな連携が生まれる。

このことが、余剰農作物の問題を解決し、さらに新たな特産加工品開発に繋がり「食のコンテンツ」が充実していくことが期待できる。

加えて、地域ブランドの創出による西粟倉村の更なる知名度向上や、農業の振興のみならず、地域全体の活性化が期待できることから、特区計画の意義は非常に大きい。

### 6. 構造改革特区計画の目標

本特例措置を活用することにより、新たな特産加工品、ニッチな商品の開発などが期待できる。地域で開催するイベントや飲食店、宿泊施設などで新商品を提供することで、事業者同士の新たな連携が生まれ、事業が多角的に波及し、今まで通過していた観光客を村にとどめるような仕組み作りを行う。

ここから広がる事業展開により、余剰農作物の問題を解決し、生産拡大や担い手の確保のみならず、農業の振興、ひいては地域全体が活性化を目指し、本村が掲げている「生きるを楽しむ」、持続可能な村づくり、「百年の森林に囲まれた上質な田舎」の実現を目標とする。

#### 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特区に及ぼす経済的・社会的効果

本特例措置の活用により、本村で採れたブルーベリーやいちごを使ったリキュールが製造できるようになり、新たな特産加工品、ニッチな商品開発を促し、地域ブランドのさらなる充実が期待できる。このことが、10年あまりの間に本村に移住してきた若い世代と、本村で代々受け継がれている地元農家との連携など、今まで結びついていなかった地域住民がつながり、コミュニティを作り、深めることで、地域全体が活性化するとともに一体感を醸成する。この新たな村内の個人や事業の連携により、宿泊施設・飲食店での「食のコンテンツ」が充実することで、今まで通過するだけだった観光客の滞在時間を増やし、交流人口が増加、村内外の消費拡大、販路拡大が図れるようになると期待できることから、昨年度の観光客約98,000人から5年後には150,000人の目標を掲げる。

##### 【目標数値】

項目	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和9年度)
特産酒類製造免許取得件数	-	1件	1件
特産酒類製造数量	-	1.1kl	1.5kl
観光客集客数	98,000人	110,000人	150,000人

#### 8. 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第26条)

(別紙)

**1. 特定事業の名称**

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

**2. 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者**

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物 (ブルーベリー、いちご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料としたリキュールを製造しようとする者

**3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日**

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

**4. 特定事業の内容**

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載のもので、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

岡山県英田郡西粟倉村の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、構造改革特別区域内において地域の特産物を原料としたリキュール提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

**5. 当該規制の特例措置の内容**

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、地域の特産物を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準 (6 キロリットル) が 1 キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、村内で事業者同士の新たな連携が生まれ、地元農産物の消費拡大や新たな地域の特産加工品の開発に繋がり、「食のコンテンツ」が充実していくことで、地域ブランドの創出が図られ、西粟倉村の更なる知名度向上や、農業の振興のみならず、地域全体の活性化が図られるという観点から、当該特例措置の適用は不可欠であると考えます。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから本村は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。